

第119回定時株主総会
電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項
(交付書面省略事項)

① 新株予約権等に関する事項……………	1
② 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容 および当該体制の運用状況の概要……………	3
③ 連結計算書類の連結注記表……………	12
④ 計算書類の個別注記表……………	36

上記事項につきましては、法令および当社定款第25条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

① 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権 の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 行使期間	新株予約権 の行使価額 (1株当たり)
第65回	2015. 6. 5	1,116個	111,600株	2018. 4.20～2023. 4.19	1円
第70回	2016. 6. 7	1,739個	173,900株	2018. 4.20～2023. 4.19	1円
第71回	2016. 6. 7	9,362個	936,200株	2019. 4.20～2024. 4.19	1円
第74回	2016.11.11	23,644個	2,364,400株	2018.11.11～2023.11.10	593円
第75回	2017. 6. 9	1,892個	189,200株	2018. 4.20～2023. 4.19	1円
第76回	2017. 6. 9	6,970個	697,000株	2019. 4.20～2024. 4.19	1円
第77回	2017. 6. 9	10,059個	1,005,900株	2020. 4.20～2025. 4.19	1円
第78回	2017. 6. 9	2,625個	262,500株	2021. 4.20～2026. 4.19	1円
第79回	2017. 6. 9	3,743個	374,300株	2022. 4.20～2027. 4.19	1円
第80回	2017. 6. 9	1,362個	136,200株	2023. 4.20～2028. 4.19	1円
第81回	2017. 6. 9	1,362個	136,200株	2024. 4.20～2029. 4.19	1円
第84回	2017.11.17	24,743個	2,474,300株	2019.11.17～2024.11.16	684円
第85回	2018.11.20	23,083個	2,308,300株	2020.11.20～2025.11.19	573円

(注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は当事業年度末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第64回、第66回ないし第69回、第72回、第73回、第82回および第83回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

取締役および執行役（社外取締役を除く）					
新株予約権 の名称	新株予約権の数	保有人数	新株予約権 の名称	新株予約権の数	保有人数
第71回	764個	4人	第76回	812個	4人
第75回	300個	1人	第77回	808個	4人

(注) 1. 新株予約権の数は当事業年度末日現在の数であります。
2. 社外取締役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

3. その他の重要な事項

2023年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。

付与されるRSUの総数	84,295,700個 (84,295,700株相当)
-------------	--------------------------------

② 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は、以下のとおりです。また、当期における当該体制の運用状況の概要は、それぞれ項目ごとに破線枠内に記載のとおりです。

＜野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制＞

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制（以下「内部統制システム」という）を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき指針として「野村グループ行動規範」を定め、これを徹底させるものとする。

＜Ⅰ. 監査委員会に関する事項＞

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

＜上記体制の運用状況の概要＞

当社は、取締役の職務を補助する部署として取締役会室を設置しております。なお、業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

2. 野村グループの監査体制

- (1) 当社は、監査委員会が子会社の監査等委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。
- (2) 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査等委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社の監査委員会は、必要に応じて主要な子会社である野村證券の監査等委員会と合同で開催しております。監査委員会の委員長は野村證券の監査等委員会の委員長を兼務しており、さらに、国内の子会社の監査役や監査等委員を、当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が兼務することで密接に連携を図っております。また、野村グループでは海外3地域（欧州、米州、アジア）のそれぞれを統括する持株会社に監査委員会を設けており、当社の監査委員会はそれらの長と各地域の監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有を行っております。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等の重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。
- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。
- (4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈上記体制の運用状況の概要〉

監査委員会の選定する監査委員は、執行から独立した形で重要なリスクについて議論するリスク委員会をはじめ、経営会議や内部統制委員会等の重要な会議に出席または陪席しております。

監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人であるEY新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末監査結果および財務報告にかかる内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員は、EY新日本有限責任監査法人と定例の会議を実施するほか適宜に意見を求めるなど、EY新日本有限責任監査法人と監査上の問題認識などの共有と意見の交換を緊密に行っております。

また、監査委員は、必要に応じ自らまたは野村證券の監査等委員および監査特命取締役を通じて、当社の部室および野村證券の部室または営業店等ならびに野村證券以外の子会社に対する実査を行っており、当期は、常勤監査委員および野村證券の監査特命取締役が、電話会議やインターネット会議等も利用しつつ、ヒアリングを実施いたしました。ヒアリングに基づく実査の結果は、監査委員会に報告されております。

なお、監査委員会は、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて当該弁護士に専門的意見を求めることができる体制を整えており、当期においては必要に応じ意見をを受けております。

4. 内部監査体制

- (1) 執行役は内部監査を担当する役員および部署を設置し、内部監査活動を通じて野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性が確保される体制を整備する。
- (2) 内部監査に係る実施計画および予算の策定については監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得るものとし、内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。
- (3) 監査委員会は、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、当社にグループ・インターナル・オーディット部を、傘下の主要な子会社にも内部監査の専任部署を設置しております。これらの内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行い、業務改善の勧告、提言等を行っております。

内部監査にかかる年次計画（年次計画の変更を含みます）および予算の策定について、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得ており、内部監査の実施状況およびその結果についても監査委員会において報告されております。

監査委員会は、グループ・インターナル・オーディット担当役員から、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるほか、グループ・インターナル・オーディット担当役員に対し、今後確認が必要と考える監査のポイントを踏まえた内部監査計画の策定を要請するなど、内部監査部門との連携を行っております。

また、監査委員長と常勤の監査委員は、会計監査人およびグループ・インターナル・オーディット担当役員と、定例の会議を設けて監査上の問題認識などの共有と意見の交換を行っており、野村グループの監査活動の充実に努めております。

Ⅱ. 執行役に関する事項

1. コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制

(1) 野村グループ行動規範の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ行動規範」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規範の浸透を図り、その遵守を徹底する。

(2) コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備

執行役は、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

(3) コンプライアンス・ホットライン

①執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。

②執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

(4) 金融犯罪等に関する体制の整備

野村グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を実施し、贈収賄を防止し、また、反社会的勢力または団体との一切の取引および経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないものとする。執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、全役職員が社会規範に沿った行動ができるようにするため、野村グループの一員として取るべき行動の指針を示した「野村グループ行動規範」を策定し、野村グループの役職員は毎年1回、この行動規範の遵守を宣誓することとしております。過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする日である毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」に、適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション等を行うとともに、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。

当社は、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理が経営の最重要課題の一つとの認識のもと、行動規範の浸透ならびにコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理について議論・審議する場としてコンダクト委員会を設けるとともに、管理の枠組みとして「野村グループ・コンダクト・プログラム」を策定しています。同プログラムでは、三線管理の考えのもと、第一線、第二線、第三線の役割を明確に定め、実効的な体制整備を進めております。第一線の各部門にシニア・コンダクト・オフィサーを設け、部門の状況に応じたコンダクト・リスク管理を進めています。そして、第二線であるコンプライアンス部門においては、「組織規程」および「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、野村グループのコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を整備してその実効性を維持する責任者としてコンプライアンス統括責任者を選任するとともに、各社および海外各地域にコンプライアンス責任者を設けております。コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンス統括部署であるグループ・コンプライアンス部への指示等を通じて、各社および海外地域のコンプライアンス責任者と連携し、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理態勢の強化、および海外拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備・維持を図っております。

当社の設置する「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン」では、情報提供の手段は問わず、匿名での情報提供も可能とし、情報提供に関する秘密が厳守される体制を確保しております。情報提供における匿名性の確保を強化するため、専門の外部業者が提供する外部通報窓口も導入しております。

当社では「野村グループ行動規範」において、マネー・ローンドリング及びテロ資金供与、贈収賄・腐敗行為、反社会的勢力について高いレベルの管理体制をもってこれを防ぐことを基本方針としています。マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与（以下、AML/CFT）にかかるグローバルな方針として「野村グループ・マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策方針」を制定し、各地域・グループ会社で遵守すべき原則および基準を規定しています。

野村グループでは、AML/CFT管理態勢を構築・維持する責任者としてグループAML/CFT統括責任者を選任しており、グループAML/CFT統括責任者を補佐する金融犯罪対策部を設置しております。さらに野村グループ各社にはAML/CFT管理態勢に責任を負うマネー・ローンドリング対策コンプライアンス・オフィサーを設置しています。

また、贈収賄・腐敗行為防止にかかるグローバルな方針として「野村グループ贈収賄・腐敗行為防止方針」を制定し、コンプライアンス統括責任者が贈収賄・腐敗行為防止態勢の構築に責任を負い、それを金融犯罪対策部が補佐することとしております。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等を中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備状況についてグループ・リスク管理委員会に報告する。グループ・リスク管理委員会においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。
- (4) 執行役は、リスク管理に関する重要事項について、定期的、かつ適時にリスク委員会に対して報告し、一定の事項について同意を得るものとする。
- (5) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類および水準をリスク・アペタイトとして定めております。

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって野村グループの適切なリスク管理に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、業務の執行にかかる種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

業務運営から生じるリスクは、リスク・アペタイトの範囲内に抑制するという基本方針のもと、経営会議または経営会議から委任を受けたグループ・リスク管理委員会が、リスク管理に関する重要事項を審議し、決定しております。

また、当社は、野村グループにおける危機管理の基本原則を「野村グループ危機管理規程」に定めております。野村グループ各社においては、同規程に基づき、危機管理責任者が選任され、各社の危機管理の基本方針を定め、危機管理対策を審議しております。さらに当社は、グループ危機管理委員会を設置し、国内、海外における有事の際の業務継続対応をはじめ、グローバル・ベースでの危機管理態勢の整備を進めております。同委員会の決議内容は経営会議に対して報告されます。

3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。

- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。
- ①内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
 - ②コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備運用状況
 - ③リスク管理状況
 - ④四半期毎の決算の概要および重要事項（重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。）
 - ⑤コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
- (4) 取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議または野村グループ・コンダクト委員会に対しても報告を行う。経営会議または野村グループ・コンダクト委員会は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。
- ①野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスおよびコンダクトに関する重要な事項
 - ②野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ③規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (5) 当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に對して、直接または間接に報告が行われる体制を整備するものとする。
- (6) 当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、グループの財務状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、野村グループの全役職員に対して、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を発見した場合は、速やかに各社所定の者に報告を行わなければならないことを、定期的に周知、徹底しております。また、野村グループでは、「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン運営規程」、「野村グループ行動規範」等により、当該報告を行ったことを理由とする解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを禁止しているほか、野村グループの全役職員に対して、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務執行の決定ならびに業務執行を行う。
- (2) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。
- (3) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。
- (4) 経営会議は、各部門の事業計画および予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議、グループ・リスク管理委員会、内部統制委員会等の会議体を設置し、審議・決定しております。これらの会議体での審議状況について、取締役会は、各会議体から3ヵ月に1回以上の報告を受けております。経営会議は、経営戦略および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営にかかる重要事項について審議・決定しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

- (1) 執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）については、いずれも関係法令および関連する社内規定ならびに契約等に従って適切に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

野村グループでは、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するため、金融商品取引法や取引所規則等の適時開示にかかる関連法規則を遵守し、野村グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。上記方針のもと、当社では「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」を制定し、同指針に基づき情報開示委員会を設置しております。同委員会は、「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」の内容を役職員に周知、徹底しているほか、情報開示に関するガイドラインを策定・実施するなど、公平かつ適時・適切な情報開示を行う体制を整備しております。

6. 内部統制委員会

当社は、業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、執行の代表者ならびに監査委員会が選定する監査委員および取締役会が選定する取締役を委員とする内部統制委員会を設置し、野村グループの業務に係る内部統制、監査活動およびリスク管理等に関する重要事項を審議する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

内部統制委員会には、代表執行役社長および代表執行役副社長をはじめとする執行役、執行役員に加え、監査委員会が選定する監査委員として監査委員長、取締役会が選定する取締役として常勤監査委員が出席しております。

内部統制委員会では、グループ全体にわたる企業行動の適正化の促進、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保および適時・適切な情報開示の促進といった観点から、内部統制システムの強化・充実にかかる重要事項を幅広く審議しており、当期は、非財務情報開示拡充にかかる対応、リスクカルチャーの浸透などについて審議がなされました。

内部統制委員会では、必要に応じて業務執行から独立した内部監査部門からも内部監査の実施に基づく課題認識等の報告を受けしており、審議内容は取締役会に対して定期的に報告されています。

〈Ⅲ. 野村グループの内部統制システム〉

(1) 執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底のうえ、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。

(2) 執行役は、Ⅰ～Ⅲに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、内部統制システムの改正のつど、改正内容および趣旨を野村グループ各社に徹底し、各社の実情に合わせた内部統制システムを整備するよう指導しております。また、当社は、重要な子会社を含めて財務報告上のリスクを把握し、それを踏まえて財務報告にかかる内部統制システムの整備・運用を行っております。これらの整備・運用状況については、内部監査部門による評価ならびに監査法人の監査および評価を受けております。

③ 連結計算書類の連結注記表

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、その他の資産一関連会社に対する投資および貸付金に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベートエクイティ・デット投資またはその他の資産一その他に計上しております。野村は経済的持分の39.3%を保有するアメリカン・センチュリー・カンパニーズ Inc.への投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する評価損益はその他の資産一その他および、収益一その他にそれぞれ計上しております。

また、編纂書946「金融サービスー投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。投資会社子会社が保有する持分投資および負債投資はプライベートエクイティ・デット投資に計上しております。

〔連結〕

〔重要な会計方針〕

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベートエクイティ・デット投資

プライベートエクイティ・デット投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産—投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産—その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社によって保有される負債証券で構成されます。当該トレーディング目的以外の負債証券は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」（以下「編纂書360」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産－のれんおよびその他」に従い、年1回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値で測定されていない金融債権の現在予想信用損失に対する引当金を編纂書326「金融商品－信用損失」（以下「編纂書326」）に従って計上しております。現在予想信用損失は、過去の事象、現在の状況および将来の予測に関する情報を含む、キャッシュ・フローの回収可能性に関する利用可能で、かつ、裏付け可能なすべての情報を考慮して、対象となる金融債権の予想残存期間にわたり、個別に、またはポートフォリオごとに計算されます。現在予想信用損失の計算にあたり、未収利息は金融商品の償却原価から控除しております。現在予想信用損失を決定するにあたって野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の便法が当社で適用されているかどうか、および金融債権から生じる予想信用損失が重大であるかどうかに依拠しております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊額（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10％）を超える部分を、従業員の平均残存勤務期間にわたり定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定の負債の市場リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであります。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジまたは純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。また、投資持分証券の株価変動リスクを管理するため、特定のトレーディング負債を保有しております。

〔連結〕

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的その他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社はグループ通算制度を導入しております。

11. 会計方針の変更

野村が当連結会計年度から適用した新しい会計基準はありませんでした。

〔収益認識に関する注記〕

12. 顧客に提供したサービスから得た収益

サービスの種類ごとの収益

次の表は、連結損益計算書において関連する項目ごとに、野村が顧客に提供したサービスから得た収益の内訳を表しております。

	(単位：百万円)
委託・投信募集手数料	279,857
投資銀行業務手数料	113,208
アセットマネジメント業務手数料	271,684
その他	43,190
合計	707,939

連結損益計算書の委託・投信募集手数料に計上される金額は主に、顧客への取引執行・清算および投資信託募集サービスから発生しております。投資銀行業務手数料は、財務アドバイザーサービス、引受および売出業務サービスから発生しております。アセットマネジメント業務手数料は、アセットマネジメント業務サービスから発生しております。

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
取引執行・清算および投資信託募集サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます
	ファンドの販売	ファンドの販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合の手数料は、ソフトダラーの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザリーサービス	M&Aの仲介など、特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する履行義務が一定期間に従い充足されるか、または一時点に充足されるかの判断に基づき、関連する期間にわたり認識される、または関連する取引が完了するまで繰り延べられた上で認識されることとなります
	フェアネスオピニオンの発行	
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます
引受および売出業務サービス		関連する履行義務が一定期間に従い充足される着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向け貸付金のアレンジ業務 顧客向けローンシンジケート業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます
アセットマネジメント業務サービス	ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	投資助言サービスの提供	
	カストディや事務サービスの提供	成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます
		カストディや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます

〔連結〕

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは、通常、毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

顧客との契約から生じた受取債権および契約負債に関する残高は以下のとおりです。なお、契約資産の残高は重要ではありません。

顧客との契約から生じた受取債権	85,100百万円
契約負債 ⁽¹⁾	5,226百万円

(1) 契約負債は、主に投資助言サービスの提供から発生し、期間の経過に関連して認識されます。

なお、前連結会計年度末の契約負債の残高は、当連結会計年度に収益として認識されます。前連結会計年度に充足済みの履行義務に基づき、当連結会計年度に4,876百万円の収益を認識しています。

残存する履行義務に配分した取引価格は1,189百万円です。なお、編纂書606「顧客との契約から生じる収益」の容認規定に基づき、当初から1年以内と見込まれる履行義務の、残存部分に関する開示は行っていないため、上記に含まれておりません。

〔会計上の見積もりに関する注記〕

13. 会計上の重要な見積もり

下表は、重要な会計方針やこれらの会計方針の適用に含まれる重要な会計上の見積もり、見積もりの要素、経営者による仮定と判断、当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響について要約したものです。

重要な会計方針	重要な会計上の 見積もり	経営者による重要な主観的仮定または判断	当連結会計年度における見積 もりおよび仮定の変更の影響
訴訟引当金 注記16 「偶発事象」	損失の蓋然性の 判定および、引 当金と合理的に 発生する可能性 のある損失の測 定	野村は通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続き（以下「法的事案」）に関係せざるを得ません。その結果として野村が負担する違約金や和解金等は野村の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。法的事案による損失の発生可能性や最終的な損失額の見積もりについては、経営者によるさまざまな判断や仮定が要求されます。 損失の蓋然性の判断 ・訴訟引当金の計上は、損失発生 の蓋然性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合に必要とされます。 ・法的事案について、損失が生じる蓋然性が高いか、損失が生じる合理的な可能性はあるがその蓋然性が高いとまではいえないか、または損失が生じる可能性がほとんどないかどうかの決定には重要な判断が要求されます。 ・このような判断には、通常、外部の弁護士の見解、裁判または類似案件に関する当社の過去の経験、規制当局による調査または訴訟手続きの進捗状況、および和解に対する当社または相手方の意向を考慮します。 ・損失発生 の蓋然性が高いとまではいえないか、または可能性がほとんどない場合、引当金の計上は不要です。 引当金と合理的に発生する可能性のある損失の測定 ・損失が発生する蓋然性が高いと判断された場合で、かつ当該損失の金額または範囲を合理的に見積もることができる場合に引当金を計上します。 ・損失が生じる合理的な可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合で、かつ発生し得る損失の範囲を合理的に見積もることができる場合には、既に計上している引当金を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額を開示しております。 ・これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、これら法的手続き等が初期段階にある場合や、新たな法的論点が争われている場合この決定は特に困難です。 ・損失が生じる蓋然性が高い、または損失が発生する合理的な可能性はあるものの、複雑性やその他の理由によりその金額を見積もることができない場合にはその旨を開示します。	引当金を計上している、または損失発生 の可能性が合理的な場合を含む、野村が現在関与している法的事案の詳細については、注記16「偶発事象」を参照してください。
金融商品の公正 価値 注記18 「金融 商品」	金融商品の公正 価値の見積もり	野村が保有する金融商品は主に公正価値で評価されており、野村の連結財務諸表において重要な残高を構成しております。それらの金融商品は観察可能な市場価格で評価されるもののほか、評価モデルや仮定等を使用して評価されるものもあり、その場合評価方法やモデルの選択には判断が含まれます。上記は、特定の金融商品にかかる実現および未実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。 適切な評価手法の選択 ・活発な市場において観察可能な市場価格によって公正価値評価される金融商品については、野村は一般的に、当該金融商品の公正価値を決定するため、レベル1のインプットとして当該価格を使用します。 ・このような観察可能な価格が入手できない金融商品については、レベル2もしくは3のインプットにより公正価値が測定されます。異なる評価手法および仮定が適用された場合公正価値の測定結果は異なりうるため、適切な評価手法の選択と評価手法に適用される仮定の評価に重要な判断が含まれます。評価手法を選択する際には、これらの金融商品が取引される特定の状況や市場、信頼性のあるインプットの利用可能性、関連する観察可能なインプットの使用の最大化、観察不能なインプットの使用の最小化などのさまざまな要因が考慮されます。 レベル3インプットの重要性 ・市場で観察不能なインプットが用いられる、公正価値レベル3の金融商品の公正価値評価は、より多くの判断を必要とします。 ・これらの金融商品の公正価値は、流動性、経済環境および特定の金融商品に影響を与えるリスクに対する認識を含む、市場参加者が価格を決定する際に使用する仮定についての経営者の判断に基づいて決定されます。	当社の評価手法および公正価値の階層における金融商品の分類に関する方針については、注記18 「金融商品」を参照してください。

〔連結〕

〔連結貸借対照表に関する注記〕

14. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 5,656,626百万円

投資持分証券に含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 953百万円

関連会社に対する投資および貸付金に含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 5,658百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。 3,938,121百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。⁽¹⁾⁽²⁾ 1,864,128百万円

(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。

(2) このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を9,325百万円差し入れております。

15. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益―トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して

保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは2,852億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は10億円でした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は4,577億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは4,358億円となっております。2023年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は5兆7,455億円となっており、これらの大半は国債・地方債、および政府系機関債です。また、2023年3月31日現在で野村はこれらの特別目的事業体に対して1,685億円の持分を当初から継続的に保有しており、当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額は256億円となっております。その他契約外の財務支援は行っておりません。

〔連結〕

16. 偶発事象

訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。2023年3月31日現在、未解決の訴訟その他の法的手続き（2023年3月31日時点で訴訟未提起の請求にかかるものを除く）のうち、損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能であるものについて認識した負債は42,459百万円であり、その他の負債に計上しております。また、当連結会計年度において計上した法的費用の金額は重要ではありませんでした。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができません。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2023年5月15日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約480億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること、または⑦野村に対し金銭の支払を求める判決等がなされたが、その理由や金額の算定の背景等の詳細を受領していないこと等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続き等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（1998年）に反した行為があったとして、当社の英国子会社であるIBJノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ（UK）PLC（2000年より清算手続き中。以下「IBJN」）に対して、イタリア株式の配当金に関して、同租税局による支払い請求がなされていました。2019年6月、イタリア最高裁判所は同租税局の主張を認め、IBJNに対し、IBJNが受領した還付金およびこれに対する経過利息として合計約38百万ユーロならびに金利を支払うべき旨の判決を言い渡しました。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約34百万米ドルの償還金および金利の返還を請求するものです。

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンを住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）とする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成の

〔連結〕

RMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、2005年から2007年にかけて発行された一部のRMBSにつき、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として、2011年から2014年にかけて、証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく引き続きニューヨーク州裁判所に係属中であり、証拠手続きが終了しました。当社は裁判外でこれらの紛争解決の可能性を模索しており、現在、5信託について証券保有者による和解契約の決議手続きが完了しております。3信託について裁判所による和解契約の承認手続きが行われており、今後、他の2信託についても裁判所による和解契約の承認手続きが行われる予定です。

2013年4月、モノラインの保険会社であるAmbac Assurance Corp（以下「Ambac」）は、野村の米国子会社であるノムラ・クレジット・アンド・キャピタル（以下「NCCI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカ・インク（以下「NHA」）に対して訴訟を提起し、Ambacが付保したローンの特性にかかる表明保証に関する契約違反、また、不実表示により付保を誘引する詐欺行為があったと主張していました。なお、NHAに対するすべての請求は裁判所に却下されています。2022年12月、NCCIは、Ambacとの間で和解契約を締結し、2023年1月3日、本件訴訟は終結しました。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき、約24.4百万米ドルおよび金利の返還を請求しています。

2013年3月、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、①MPSの元役員2名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました（以下「MPS訴訟」）。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引のもとで受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながら

NIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申立てを行いました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。

2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を発出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および元職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。またこれに付随する手続きとして、MPSの株主から民事上の損害賠償請求が行われています。

2019年11月8日、ミラノ刑事裁判所は、NIPの元役員および元職員を不正会計および相場操縦に関与したこと等について有罪とし、使用者であるNIPに対しても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する旨の判決を言い渡しました。また2020年5月12日付で、裁判所から、判決理由等の記載された判決書が交付されました。当該判決について、NIPはミラノ控訴裁判所に対し控訴しました。2022年5月6日、ミラノ控訴裁判所は原判決を破棄し、NIPの元役員および元職員を無罪とし、NIPについても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する内容の原判決を取り消す内容の判決を言い渡しました。判決書は、裁判所から2022年10月3日に交付されました。2022年11月、検察側が最高裁判所に対し上告しました。

上記のほか、NIPは当該デリバティブ取引にかかる以下に記載の事案を含む民事訴訟手続きおよび行政手続きに関与していません。

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Virmont S.A.（旧Alken Luxembourg S.A.）（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは約434百万ユーロおよび金利の損害賠償を請求しています。2021年7月、裁判所はAlkenの請求を棄却しました。2022年2月、Alkenはこの判決に対し、ミラノ控訴裁判所に控訴しました。

2019年5月、York Global Finance Offshore BDH (Luxembourg) Sàrlおよびそれに関連すると思われる多くのファンド（以下総称して「York」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計3名ならびにNIPに対して提起されたもので、Yorkは約186.7百万ユーロおよび金利の損害賠償を

〔連結〕

請求しています。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ3か月間および6か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申立てを行いました。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はCONSOBの決定を覆しました。CONSOBはイタリア最高裁判所に対し上訴しています。

2016年6月および2016年8月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSISおよび関係する個人に対してCathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.（以下総称して「シンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたシンジケート団銀行によって実行されたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めていました。2022年6月2日、台北地方裁判所は、シンジケート団銀行の請求を全面的に棄却する判決を言い渡しました。2022年7月4日、シンジケート団銀行6行のうち5行（Cathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.およびHwatai Bank Ltd.）は台湾高等法院（高等裁判所）に控訴し、約42.6百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めていましたが、2022年8月30日、控訴が却下されました。2022年9月19日、シンジケート団銀行の請求を棄却した2022年6月2日付の台北地方裁判所判決が確定し、訴訟は終了しました。

2021年5月20日、欧州委員会は、NIP、当社および他の複数の銀行に対し、欧州国債の発行および流通市場における取引に関連して欧州競争法に違反する行為があったとする決定を発出しました。欧州委員会は、欧州国債市場における反競争的な合意形成や協調的行動による欧州競争法違反を認定し、NIPおよび当社に対し、約129.6百万ユーロの課徴金の支払いを命じました。2021年8月、NIPおよび当社は、この決定に対し不服申立を行いました。当該課徴金については不服申立を行う場合でも支払が求められることから、暫定的に支払を行っております。

NIPおよび当社の米国子会社であるノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）は、欧州国債の発行市場および流通市場における価格操作により米国独占禁止法違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっていました。その後、NSIについては訴えが取り下げられています。

また、NIPおよびNSIは、国際機関債および政府関連機関債の市場における価格操作によりカナダ競争法の違反があったとし

て、カナダ連邦裁判所トロント事務所に提起された集団訴訟の被告となっていました。2022年10月、NIPおよびNSIは、原告との間で、カナダ連邦裁判所の承認を条件として、本件訴訟に関する和解契約を締結しました。

野村は、債券発行に関連する金利スワップ取引に関連して、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」）からの情報提供の要請に対応しています。2021年2月1日、CFTCは、2015年に行われた金利スワップ取引に関連して、野村の社員一名に対し、米国商品取引所法の詐欺・価格操作および不実陳述規制に違反したとして、民事訴追手続きを開始しました。

また、野村は、会社の承認を得ていない通信プラットフォームを使用した業務に関する通信に関連して、CFTCによる業務上の通信の保存を求める法令の遵守状況に関する調査に対応していました。2022年9月、野村は、CFTCとの間で、50百万米ドルの民事制裁金の支払とともに、CFTCに命じられた取り決めに遵守することに同意しています。

NSIは、会社の承認を得ていない通信プラットフォームを使用した業務に関する通信に関連して、米国証券取引委員会（以下「SEC」）による、業務上の通信の保存を求める法令の遵守状況に関する調査に対応していました。2022年9月、NSIは、SECとの間で、50百万米ドルの民事制裁金の支払とともに、SECに命じられた取り決めに遵守することに同意しています。

SECおよび米国司法省は、商業用および住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対し、調査を実施しました。2019年7月、NSIはSECとの間で和解契約を締結し、SECによる調査は終結しました。米国司法省による調査は継続しており、NSIは調査に対し、全面的に協力しております。

2017年9月および2017年11月、NIHKおよびNSISはそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firstextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2017年8月、NIPは、ドイツのケルン検察より、野村グループの元社員らによる脱税行為への関与につき捜査を行っている旨の連絡を受けました。本件捜査は、2007年から2012年における特定のドイツ株について配当基準日前後に行われた取引の計画および実施、また税還付申告に関するものであり、元社員らの一部がドイツにおける捜査手続きの対象となっております。これにともない、NIPおよび野村グループの該当会社は、取引データその他関連資料の提出等の検察の要請に対応しております。2023年4月、野村グループのフランクフルトのオフィスに対し、検察による捜査が実施されました。特定のドイツ株について、上記以外の取引も捜査対象となっているものと思料されます。今後野村グループおよび元社員らに対する捜査が裁判に移行されるに至っ

〔連結〕

た場合には、判決により元社員らに刑事罰が科され、また該当会社に対して行政罰としての課徴金および利益没収等の処分が科される可能性があります。

NIPは、元顧客であるオランダの住宅供給公庫Stichting Vestia（以下「Vestia」）より、NIPとの間で2009年から2011年にかけて行われたデリバティブ取引に関する請求を受けていました。2022年2月1日、Vestiaは、NIPに対し、英国裁判所に訴訟を提起しました。Vestiaは、当該取引を行う権限および権能を欠いていたとして取引の無効を主張し、約153.5百万ユーロの返還および金利の支払を求めていました。2022年12月、NIPは、その法的責任は認めない形で、Vestiaとの間で和解契約を締結し、本件訴訟は終結しました。

担保付ローンの顧客の債務不履行にともなう関連の担保契約の実行に関し、2022年2月8日、元担保権設定者2名より、当社の英国子会社であるノムラ・ヨーロッパ・インベストメント・リミテッド（以下「NEI」）およびNIPに対し、法的手続きを開始する旨の書面が送付されました。担保権設定者らは、担保契約の実行に際し、担保物の評価に誤りがあったと主張し、NEIまたはNIPからの賠償を求めていました。2022年11月9日、NEIおよびNIPは、その法的責任は認めない形で、担保権設定者らとの間で和解契約を締結しました。

2022年8月および10月、当社のインド子会社であるNomura Financial Advisory and Securities (India) Private Limited（以下「NFASI」）は、ボンベイ高等裁判所に同社を含む複数の被告とともに提起された2件の訴訟について送達を受けました。いずれの訴訟も同じ株式売却に関するものであり、原告らの株式売却について、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーを務めていました。原告らは、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーとしての義務を履行しなかった等と主張しています。請求額は、合計約26億インドルピーおよび金利です。

17. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証にともない認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

デリバティブ取引 ⁽¹⁾⁽²⁾	514,420,432百万円
スタンバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽³⁾	1,544,159百万円
(1) デリバティブ取引の帳簿価額（負債）は8,983,145百万円であります。 (2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は15,634,603百万円であり、その帳簿価額（資産）は38,057百万円であります。 (3) 主に特定のスポンサード・レポプログラムに関連して野村が清算機関に対して行う顧客の支払義務に関する保証を含んでおります。野村は当該保証の潜在的な最大支払額に対して、概ね同額の担保を実質的に有しております。	

〔連結〕

〔金融商品に関する注記〕

18. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうしたデリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合加盟各国政府および英国政府（以下「EU & U.K.」）およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。次の表は野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットिंग契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して5,562億円であります。

	(単位：億円)				
	2023年3月31日				
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計 ⁽¹⁾
政府債・地方債および政府系機関債	17,850	25,611	23,082	9,264	75,807

(1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末3,242億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観測可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観測可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観測不能な評価インプット

〔連結〕

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2023年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2023年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手ごと および 現金担保との 相殺 ⁽¹⁾	当期末残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベート エクイティ・デット投資 ⁽²⁾⁽³⁾					
現物取引	74,313	82,545	4,573	－	161,431
デリバティブ取引	841	180,500	2,290	△169,434	14,197
貸付金および受取債権 ⁽⁴⁾	－	14,984	1,907	－	16,891
担保付契約 ⁽⁵⁾	－	2,862	172	－	3,034
その他の資産 ⁽²⁾	2,745	4,113	1,992	－	8,850
合計	77,899	285,004	10,934	△169,434	204,403
負債：					
トレーディング負債					
現物取引	72,744	12,708	36	－	85,488
デリバティブ取引	620	180,513	2,249	△163,291	20,091
短期借入 ⁽⁶⁾	－	4,458	304	－	4,762
支払債務および受入預金 ⁽⁷⁾	－	1,423	169	－	1,592
担保付調達 ⁽⁵⁾	－	7,491	－	－	7,491
長期借入 ⁽⁶⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾	269	44,365	4,931	－	49,565
その他の負債 ⁽¹⁰⁾	1,081	1,750	206	－	3,037
合計	74,714	252,708	7,895	△163,291	172,026

(1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。

(2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。当期末において、これらの投資はトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資に469億円、その他の資産に26億円含まれています。

(3) プライベートエクイティ・デット投資は持分または他の劣後資本（メザンローン等）の非上場商品であります。公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。

(4) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。

(5) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。

(6) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。

(7) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。

(8) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。

(9) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。

(10) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。2023年3月31日における長期借入の連結貸借対照表計上額は10兆3,992億円、その公正価値または見積公正価値の金額は10兆3,496億円となっております。

〔連結〕

長期借入の満期年限別金額

2023年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：億円)
2024年3月期	6,197
2025年3月期	18,755
2026年3月期	17,301
2027年3月期	8,841
2028年3月期	7,306
2029年3月期以降	41,456
小計	99,856
譲渡取消による担保付借入	4,136
合計	103,992

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

19. 1株当たり情報

1株当たり株主資本 ⁽¹⁾	1,048.24円
基本的1株当たり当期純利益 ⁽²⁾	30.86円

(1) 1株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。

(2) 基本的1株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

決算日後に生じた事象

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2)取得にかかる事項の内容

①取得対象株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

3,500万株（上限）（発行済株式総数に対する割合1.1％）

③株式の取得価額の総額

200億円（上限）

④取得期間

2023年5月16日～2024年3月29日（ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）

⑤取得方法

信託方式による市場買付（信託契約の締結の時期およびその内容（買付開始時期含む）その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。）

〔連結〕

〔その他注記〕

20. 重要な後発事象

自己株式の消却

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却にかかる事項について決議いたしました。

消却にかかる事項の内容

①消却する株式の種類

普通株式

②消却する株式の総数

70,000,000株（発行済株式総数に対する割合約2％）

③消却予定日

2023年6月1日

譲渡制限株式ユニット

2023年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は84,295,700個（84,295,700株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

野村は、上記のRSU以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用人等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

21. その他の追加情報

関係会社株式の譲渡

野村は、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）が実施したNRI普通株式の売出しに際し、売出人として参加し、2022年12月5日に当社が保有していたNRI普通株式13,000,000株を37,528百万円にて売却いたしました。当該売却にかかる売却関連利益280億円は、当連結会計年度の連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。なお、NRIは、譲渡後も引き続き当社の持分法適用関連会社となります。

④ 計算書類の個別注記表

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠して作成しております。
記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 市場価格のない株式等以外のもの

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

〔単体〕

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

8. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

野村ブランドの使用の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、サービスの享受者の収入に応じて商標利用料収入として収益認識しております。

業務委託サービス提供の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、均等にその他の売上高として収益認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他の有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンスワップを行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンスワップによりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

10. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 62,838百万円

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	3,733,851百万円
短期金銭債務	1,848,782百万円
長期金銭債権	2,702,541百万円
長期金銭債務	663,160百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 43,768百万円

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等6,787百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債 414,500百万円

〔単体〕

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

ノムラ・インターナショナル・ ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レポ取引	1,258,797百万円(2)
野村グローバル・ファイナンス株式会社	借入・社債・レポ取引	1,178,828百万円
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レポ取引	1,163,731百万円(3)
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・ プロダクツInc.	デリバティブ	500,378百万円(3)
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	457,885百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	323,902百万円(3)
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	309,308百万円
ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカ LLC	借入・社債・レポ取引	151,513百万円
ノムラ・セキュリティーズ(バミューダ)Ltd.	デリバティブ	141,973百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC	借入・社債・レポ取引	132,814百万円
その他		165,826百万円(3)

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) ノムラ・インターナショナル・（ホンコン）LIMITEDと連帯して保証する債務を含んでおります。

(3) 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高
- 営業収益

463,916百万円
- 営業費用

116,023百万円
- 営業取引以外の取引高

43,191百万円
2. 特別利益
- 関係会社株式売却益は、関連会社である株式会社野村総合研究所の普通株式の一部を売却したことなどによるものであります。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	3,233,562,601	－	－	3,233,562,601

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	215,394,467	50,016,744	35,900,383	229,510,828

（変動事由の概要）

増加の内訳は、次のとおりであります。

市場買付にともなう増加	50,000,000株
単元未満株式の買取請求にともなう増加	16,744株

減少の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使や譲渡制限株式ユニットの割当にともなう減少	35,900,087株
単元未満株式の買増しにともなう減少	296株

〔単体〕

3. 新株予約権に関する事項⁽¹⁾

名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数	名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
第65回	2015.6.5	普通株式	111,600株	第77回	2017.6.9	普通株式	1,005,900株
第70回	2016.6.7	普通株式	173,900株	第78回	2017.6.9	普通株式	262,500株
第71回	2016.6.7	普通株式	936,200株	第79回	2017.6.9	普通株式	374,300株
第74回	2016.11.11	普通株式	2,364,400株	第84回	2017.11.17	普通株式	2,474,300株
第75回	2017.6.9	普通株式	189,200株	第85回	2018.11.20	普通株式	2,308,300株
第76回	2017.6.9	普通株式	697,000株				

(1) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月26日 取締役会	普通株式	42,254	14.00	2022年3月31日	2022年6月1日
2022年11月2日 取締役会	普通株式	15,008	5.00	2022年9月30日	2022年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月26日 取締役会	普通株式	36,049	12.00	2023年3月31日	2023年6月1日

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および負債の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産	
有価証券等評価損	134,951百万円
繰延ヘッジ損益	58,842百万円
地方税繰越欠損金	11,705百万円
固定資産評価減	2,441百万円
その他	1,932百万円
繰延税金資産小計	209,872百万円
評価性引当額	△120,404百万円
繰延税金資産合計	89,468百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,358百万円
デリバティブ	△6,729百万円
繰延ヘッジ損益	△3,532百万円
その他	△1,010百万円
繰延税金負債合計	△26,629百万円
繰延税金資産の純額	62,838百万円

2. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

〔単体〕

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	野村證券株式会社	(所有) 直接 100%	諸設備の提供 資金の貸付 資金の借入 役員の兼任	情報処理システム 利用料の受取	97,728	未収収益	20,599	(注 1)
				商標利用料の受取	34,185	未収収益	3,934	(注 2)
				資金の貸付	79,672	短期貸付金	15,900	(注 3)
				利息の受取	6,810	未収収益	878	(注 4)
				劣後特約付コミットメントラインの設定	700,000	関係会社 長期貸付金	470,000	(注 5)
				資金の貸付	470,000	－	－	
				コミットメントライン設定料の受入	460	－	－	(注 6)
				デリバティブ契約にかかる担保金差入	170,672	差入保証金	155,746	
				資金の借入	9,231	－	－	(注 7)
				利息の支払	97	－	－	
子会社	ノムラ・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証	関連会社株式の一部売却				(注 8)
				売却総額	37,528	－	－	
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	(所有) 直接 100%	債務保証	売却益	36,443	－	－	(注 9)
				債務保証 保証料の受入	781,787 835	－ 未収収益	－ 754	
子会社	ノムラ・インターナショナル・ホールディング・アメリカ Inc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	債務保証 保証料の受入	1,258,797 599	－ 未収収益	－ 598	(注 9)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	2,914,634	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	1,874,756 1,074,549	(注 3)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取	64,678	未収収益	17,396	(注 3)
子会社	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.	(所有) 間接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	19,361	短期貸付金	132,990	(注 10)
子会社	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.	(所有) 間接 100%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取	30	－	－	
子会社	ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカ LLC	(所有) 間接 100%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付	1,233,721	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	829,985 339,125	(注 3)
				利息の受取	24,154	未収収益	5,235	(注 9)
子会社	ノムラ・アメリカ・ファイナンス LLC.	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証	151,513	－	－	
				保証料の受入	145	未収収益	141	(注 9)
子会社	ノムラ・アメリカ・ファイナンス LLC.	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	132,814 68	－ 未収収益	－ 64	(注 9)
子会社	ノムラ・セキュリティーズ(バミューダ)	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	141,973 228	－ 未収収益	－ 216	(注 9)
子会社	ノムラ・バンク・インターナショナル PLC	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	309,308 150	－ 未収収益	－ 149	(注 9)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入	1,356,800	短期借入金	1,138,200	(注7)
				利息の支払	8,958	未払費用	1,048	
				債務保証	1,163,731	－	－	(注9)
				保証料の受入	661	未収収益	658	
子会社	野村グローバル・ファイナンス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入	864,376	短期借入金	593,100	(注7)
				利息の支払	13,127	未払費用	480,106	
				債務保証	1,178,828	－	2,032	(注9)
				保証料の受入	468	未収収益	467	
子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.	(所有) 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証	500,378	－	－	(注9)
				保証料の受入	605	未収収益	543	
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	452,496	関係会社 長期貸付金	446,846	(注3)
				利息の受取	19,951	未収収益	2,122	
子会社	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会 社	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	184,254	短期貸付金	351,000	(注3) (注4)
				利息の受取	12,821	未収収益	1,302	
				劣後特約付コミットメントラインの設定	350,000	関係会社 長期貸付金	281,480	(注5)
				資金の貸付	284,027	－	－	
				コミットメントライン設定料の受入	138	－	－	
子会社	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	173,997	短期貸付金	135,948	(注3)
				利息の受取	4,430	未収収益	59	
子会社	ノムラ・シンガポール・LIMITED	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証	68,746	－	－	(注9)
				保証料の受入	112	未収収益	111	
関連 会社	株式会社野村総合研究所	直接 10.9%	システムソリュー ションサービス	情報処理システム利用料等の支払	32,225	－	－	(注11)
		(所有) 間接 11.4%	コンサルティン グ・ナレッジサー ビスの購入	ソフトウェア等の購入	18,182	未払金	5,850	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
2. 取引条件につきましては、「重要な会計方針」8.収益および費用の計上基準に記載しております。
3. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 取引金額および期末残高から注5.の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
5. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であります。
6. 取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお期末残高は、流動資産その他に含まれております。
7. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は差し入れておりません。
8. 株式会社野村総合研究所が実施した売出しに際し売出人として参加し、当社が保有する普通株式の一部売却しております。売却価格については、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。
9. 債務保証の内容につきましては、「貸借対照表に関する注記」5.保証債務の残高に記載しております。また、それぞれの取引における保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。
10. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、米国債を担保としたリバースレバ取引です。
11. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価を勘案し、取引ごとに決定しております。
12. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔単体〕

役員および個人主要株主

種類	会社等の名称	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）	摘要
役員およびその近親者が議決権 の過半数を所有している会社	First Eastern (Holdings) Limited	なし	営業上の取引 役員の兼任	有価証券（投資事業組合の持分）売却				
				売却総額	103	－	－	（注1）
				売却益	103	－	－	

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1. 当社役員Victor Chuが議決権の92％を直接保有しております。また、売却額については、投資事業組合の純資産などを勘案し、双方協議の上決定しております。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額	858円21銭
1 株当たり当期純利益	57円95銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

（譲渡制限株式ユニットの付与）

2023年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は84,295,700個（84,295,700株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

（自己株式の取得）

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

（1）自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

（2）取得にかかる事項の内容

①取得する株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

3,500万株（上限）（発行済株式総数に対する割合1.1%）

③株式の取得価額の総額

200億円（上限）

④期間

2023年5月16日～2024年3月29日

（ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）

⑤取得方法

信託方式による市場買付

（信託契約の締結の時期およびその内容（買付開始時期含む）その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。）

〔単体〕

（自己株式の消却）

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却にかかる事項について決議いたしました。

（1）消却にかかる事項の内容

①消却する株式の種類

普通株式

②消却する株式の総数

70,000,000株（発行済株式総数に対する割合約2%）

③消却予定日

2023年6月1日